

苦小牧市条例第●号
令和8年●月●日

苦小牧市宿泊税条例（案）

（課税の根拠）

第1条 本市の観光戦略に基づき、国内又は国外の旅行者に選ばれる持続可能な観光地づくりを推進し、その発展を目指すとともに、観光資源の魅力向上及び受入環境の充実を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるものを除くほか、法及び苦小牧市税条例（昭和25年条例第24号）で使用する用語の例による。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

（納稅義務者等）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の児童ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18

年法律第77号) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

(課税標準)

第5条 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金
- (2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金
- (3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金

(税率)

第6条 宿泊税の税率は、100分の3とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(税額控除)

第7条 前2条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の各号に掲げる宿泊者1人1泊についての宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 2万円未満のもの 100円
- (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円
- (3) 5万円以上のもの 500円

(徴収の方法)

第8条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続等)

第10条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告納入しなければならない。

| | |
|---------------|-------|
| 3月1日から5月末日まで | 6月末日 |
| 6月1日から8月末日まで | 9月末日 |
| 9月1日から11月末日まで | 12月末日 |
| 12月1日から2月末日まで | 3月末日 |

(特別徴収義務者のための納入)

第11条 市は、第7条の規定により控除されるべき金額で同条の規定による宿泊税の額の計算上控除することができなかった金額があるときは、当該宿泊税の納税義務者が北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第3条の規定により課される税の額のうちその控除することができなかった金額に相当する金額を、法第20条の6第1項の規定により当該宿泊税に係る北海道宿泊税条例第7条第1項に規定する特別徴収義務者のために納入するものとする。

2 前項の規定による納入が行われた場合において、市長は、当該納入により同項に規定する特別徴収義務者に対して生じる債権を放棄する。

(特別徴収義務者としての申告等)

第12条 特別徴収義務者は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を開始しようとする日前5日（第9条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあっては、当該指定を受けた日後10日）までに、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 宿泊施設の所在地及び名称
- (3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営開始予定年月日（第9条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあっては、当該指定の通知を受けた日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により申告をした者は、同項各号に掲げる事項に異動を生じたときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

3 第1項の規定により申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、休止する日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の経営を再開しようとするときは、再開までに、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項の規定により申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止をした日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第13条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定めるべき事由が生じた日から10日以内に納税管理人承認申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第14条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付した日から10日以内とする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 宿泊施設の所在地及び名称
- (3) 宿泊税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した宿泊税額を失った事由及びその金額の明細
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 市長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(不足金額等の納入の手続)

第16条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第17条 特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに記載し、当該帳簿を第10条に規定する納入申告書の提出期限（次項において「提出期限」という。）の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第18条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第19条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同

じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類(以下「関係帳簿書類」という。)の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(市税に関する条例等の規定の適用)

第20条 第18条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第21条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であつて、条例で指定するものとする。

(賦課徴収)

第22条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び苦小牧市税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第1条中「この条例」とあるのは「この条例及び苦小牧市宿泊税条例(令和●年条例第●号)」と、同条例第3条中「(3) 入湯税」とあるのは

と、同条例第7条の2第1項中「法又はこの条例」とあるのは

(4) 宿泊税

との「法、この条例又は苦小牧市宿泊税条例」と、同条例第12条第1項中「又は第15条第3項」とあるのは「、第155条第3項又は苦小牧市宿泊税条例第10条」とする。

(賦課徴収の方法の特例、道宿泊税に係る督促等)

第23条 宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、北海道宿泊税条例(令和6年北海道条例第83号)により、その宿泊者に課する税(以下この条において「道宿泊

税」という。)がある場合は、法第20条の3第1項ただし書第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(減免)

第24条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、宿泊税を減免することができる。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定に違反して関係帳簿を備えず、関係帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は関係帳簿を隠匿した者
- (2) 第17条第1項の規定に違反して関係帳簿を5年間保存しなかった者
- (3) 第17条第2項の規定により作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は関係書類を隠匿した者
- (4) 第17条第2項の規定に違反して関係書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例に基づく宿泊税の賦課徴収については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(準備行為)

3 第9条第2項の規定による特別徴収義務者の指定、第12条第1項及び第2項の規定による申告並びに第13条第1項及び第2項の規定による納税管理人の申告及び承認に関し必要

な手続その他の行為は、施行日前においても第9条第2項、第12条及び第13条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第12条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始しようとする日前5日」とあるのは、「開始する日後5日」とする。

5 施行日から起算して5日を経過する日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、第12条第1項の規定にかかわらず、その経営を開始する日の5日前までに、同項の規定の例により市長に申告しなければならない。

6 前2項の規定により行われた申告は、第12条第1項の規定により行われたものとみなす。

7 前項の規定にかかわらず、附則第4項又は第5項の規定による申告をした者は、施行日までに当該申告をした事項に異動があった場合は、第12条第2項の規定の例により市長に申告しなければならない。

8 附則第4項の申告をした者は、施行日の前日までに当該申告に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、同日までにその旨を市長に届け出なければならない。

(検討)

9 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。ただし、特別な事情があると認めるときは、その都度検討することができる。